

アイエム ニュース!!

第31号
2014.2.10
発行

【記事の内容】

- 医療法人 医療法人向け事業承継税制の創設
- 税 務 病院・診療所の相続・贈与の税務対策（7）
- 経営改善・経営相談 未収金について
- 労務管理① 平成25年の賃金引上げについて
- 労務管理② 団塊の世代の退職とその影響
- 保険・資産運用 生命保険による相続財産“評価減”対策 ～その①～
- 人 財 5S活動による人材育成
- 『相続税試算サービス』のご案内

■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて制作しました。



〇は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人が安心して医療を受けられる体制を表しています。
また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。
青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心して良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献していこう！という思いを込めています。

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります！

(お問合せ先)



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤共同ビル2階

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。<http://www.im-med.co.jp/>

医療法人向け事業承継税制の創設

～ <平成26年度税制改正大綱> 今後法制化される認定医療法人が対象 ～

前号に引き続き、医療法人制度に関する最新の動向を取り上げます。

昨年末、財務省が「平成26年度税制改正大綱」を発表しましたが、その中で従来より厚労省が要望していた「持分なし医療法人」への移行促進策が採用されました。

これを活用すれば、要件を満たす医療法人においては出資持分に関わる相続税及び贈与税の猶予・免除につながるため、事業承継における税務上の負担を軽減することが可能になり、厚労省が目指す医業の継続性確保につながります。

【認定医療法人（仮称）とは】

- ・法律に規定された移行計画（仮称）について、認定制度施行の日から3年以内に厚労大臣の認定を受けた医療法人です。

【税制上の優遇策】

- ・個人（相続人）が出資持分の定めのある医療法人の出資持分を相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に次のように取り扱われます。
 - ①その相続人が納付すべき相続税額のうち、その認定医療法人の出資持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予される。
 - ②移行期間内に持分なし医療法人へ移行した場合には、①の猶予税額（出資持分に対応する相続税額）が免除される。

<現行制度では・・・>

個人が医療法人の出資持分を相続した場合、その出資持分は原則として時価評価され、他の相続財産とともに相続税が課されます。従って、評価額によっては莫大な相続税が課される恐れがあり、事業承継上の大きなリスクとなっています。

※持分の定めのある医療法人の出資者が出資持分を放棄したことによって生じる、他の出資者に対する“みなし贈与”についても、上記の相続税のケースと同様に、認定医療法人であること等を条件に納税猶予、納税免除となることが決まりました。これも、持分なし医療法人への移行促進、事業承継上のリスク軽減につながるものです。

今後の医療法人の事業承継にあたっては、上記制度の活用を検討されてはいかがでしょうか。

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医業経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医業経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拠出型医療法人等への持分なし医療法人化、「医業経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

平成25年1月に医業経営コンサルティング専門会社「株式会社金沢医業経営研究所」を立ち上げ、グループとして税務会計・経営改善の両面から医業経営を支援している。 URL http://nochide_kaikei.tcnf.com

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(7)

〈第三者への医療承継〉

Q

個人病院を長らく経営してきましたが、親族に後継者がいないため病院経営を第三者に譲ろうと考えています。土地や建物および医療機器を含めて売却しようか、これらを賃貸して賃料収入を得ようか悩んでいます。

A

第三者からみて買う価値があるだけの経営状況か否か、譲渡後の経済的な今後の生活設計、税引き後の手取り額のシュミレーション比較、売却後の医療行為継続の意思の有無等総合的に判断する必要があります。

個人経営の病院・診療所を第三者に譲る手法としては、譲渡するか賃貸するかがあります。通常は土地や建物および医療機器を含めて売却することになることが多いと考えられますが、相手の事情もあり、これらを売却せずに賃貸するということが最近では増えてきているようです。

1. 第三者からみて価値のある物件か

ご存じのように、最近は医業経営も非常に厳しくなっています。購入する側からすれば現状の経営状況が一番気になるところです。ところが、譲渡する側からすると、経営者は既に高齢になってきている場合が多く、一時期は相当な利益を上げていたとしても最近ではピーク時に比べ、半分程度の利益であるということも多いのが実情です。病院・診療所が流行っているかどうかは様々な判断要素があります。

- ① 立地条件……駅から近いかどうか
- ② 診療所の外観・内装……外観、中の構造や内装が古くないか
- ③ 診療設備……最新鋭の設備かどうか
- ④ 従業員の態度……明るく親切的な雰囲気かどうか
- ⑤ 医療技術……腕のいい医師かどうか
- ⑥ 診療態度……親切にわかりやすく説明してくれるか

2. 譲渡後の生活設計

老後の生活設計のための必要資金に十分余裕がある場合には、譲渡でも十分といえるでしょう。しかし、資金に不安があり、長期的な安定収入を得ておきたい場合には、土地建物の賃貸収入を確保するため、譲渡するのではなく賃貸するということがあります。

3. 税負担の有利不利

不動産の譲渡による税負担は、所得税・住民税合計で長期譲渡所得に対して一律20%となっています。一方、不動産や医療機器などを賃貸した場合には不動産所得となります。不動産所得は他に不動産を賃貸しているとこれらと合計されますし、年金所得や給与所得など他の所得があるとこれらと合計して課税されることとなります。新たに賃貸しようとする病院・診療所の賃貸収入はこれらの所得との総合課税となりますので、既に課税所得の金額が1,800万円を超えていますと、そのの上に乗せられることとなります。

4. 購入者側の事情

購入者側は、親が資産家でもない限り、開業資金を金融機関からの借入金で調達することが多くなっています。最近の金融情勢は非常に厳しく、土地建物を一括して譲渡したくても購入者に資金力がなく、当初は賃貸で、その後資金力がでてきてから不動産を購入したいという例もあります。その際、①土地・建物を賃貸する場合、②土地だけ賃貸して建物は買い取る場合があります。

税務・会計



会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出(行政書士業務)を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

今村会計事務所
 所長・税理士 今村 修

URL <http://imamura.ne.jp/>

未収金について

昨年の12月に平成26年度診療報酬改定における「改定率」が発表されました。

	全体改定率	+0.1%	(+1.36%)
1. 診療報酬改定(本体)	+0.73%		(+0.63%)
2. 薬価改定率等	▲0.63%		(+0.73%)

(カッコ内は消費税率引き上げに伴う課税仕入れにかかるコスト増への対応分)

消費税引き上げを考慮しない分だけを見た場合、▲1.26%のマイナス改定となります。

今改定の改定率からも、今後の医業収入の大きな伸びが期待できない経営環境の下、自院の経営に影響を及ぼす「未収金」について今回は考えたいと思います。

<未収金の発生原因>について下記のような原因が挙げられます。

◆診療所側にある発生原因

- ・医療費に関する検査の金額、診療に関する情報提供の不足。
- ・スタッフの理解不足による事後算定や二次検査を要する検査(細菌培養同定検査等)でタイムラグのある算定。

◆患者側にある発生原因

- ・医療費の情報提供不足や貧困に起因する所持金不足。
- ・診療所に対する不満の表れや常習的な不払いによる支払意思がないもの。

発生した未収金を回収するには、医療機関にとって時間的・経済的にもコストを伴うもので、発生させないことが必要です。そのため回収よりも予防策が重視されます。

<有効な未収金予防策>として

- ①保険証確認の徹底。初診時あるいは毎月最初の受診時に確認。
長期間確認できない患者さまには一旦、医療費全額の支払いを求めることも検討する。
- ②入院の患者さまに入院誓約書を記入頂くが同時に連帯保証人の署名も必要とする。
- ③高額な検査や手術、長期入院が予定される場合には、事前に大まかな料金表を提示するなど同意を得ておく。
- ④クレジットカードの導入。手数料は発生しますが保険外診療を主にする医療機関は積極的に導入を検討するべきです。

また、未収入金の防止・回収等の未収金情報は院内で共有することが大事です。

件数が少ない、金額が些少であるなどと思っているうちに、累積金額は大きくなっていきます。発生原因も含めて、院長とスタッフが未収金に対して関心を持つことが重要です。

未収金管理は、医療機関の規模や未収金割合などによって、対策と管理基準が異なります。

しかし基本的対策は同じです。第一に発生予防。次に回収可能性を向上させるために、督促実施を想定して対象となる金額(～万円以上)、期間(～ヶ月以上)の基準を設定し段階に応じた対応を行うことが必要です。予防できる方策を検討してマニュアルを作成して、院長を含めスタッフ全員で「未収金対策」に取り組んでみましょう。

経営改善・
経営相談



株式会社メディカコンサルティング
代表取締役 松浦 実利

会社紹介

平成19年6月、税理士法人 富税理士事務所(現 富&スターシップ税理士法人)医業コンサルティング部を法人化。
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査など、富経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

知らなきや
トラブル!

平成25年の賃金引上げについて

厚生労働省から、平成25年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果が公表されました。これによりますと、平成25年中に、「基本給などの所定内賃金を引き上げた（又は引き上げる予定）の企業の割合」、「定期昇給を行った（又は行う予定）の企業の割合」などが、昨年よりも増加したとのことです。この調査のポイントを紹介します。

調査結果のポイント

1 賃金の改定

- ① 平成25年中に1人平均賃金(※)を引き上げた、または引き上げる予定の企業は79.8% (前年75.3%)で、昨年を上回りました。
平成25年の1人平均賃金(※)の改定額は4,375円(前年4,036円)、改定率は1.5%(同1.4%)で、いずれも昨年を上回りました。
(※) 1人平均賃金……常用労働者の所定内賃金(時間外手当、休日手当等を除いた毎月支払われる賃金)の1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施

- ① 平成25年中に定期昇給を行った、または行う予定の企業は、管理職59.4%(前年56.7%)、一般職70.3%(同64.7%)で、管理職、一般職ともに昨年を上回りました。
- ② 定期昇給制度がある企業のうち、平成25年中にベースアップを行った、または行う予定の企業は、管理職11.5%(前年9.8%)、一般職13.9%(同12.1%)で、管理職、一般職ともに昨年を上回りました。

3 賃金の改定事情

平成25年中に賃金の改定を実施し、または予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみますと、「企業の業績」とした企業が58.6%(前年52.0%)と最も多く、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」5.0%(同6.3%)、「労働力の確保・定着」3.9%(同3.8%)となっています。

なお、「雇用の維持」とした企業は2.5%(同5.8%)で、昨年よりも半分以下の割合に減少しました。

★この調査の対象となったのは、常用労働者100人以上の企業です。

景気の回復は、大企業→中堅企業→中小企業という順番にしか行われなれないといわれていますので、まだ景気の良さを実感できていない企業も多いのが現状かと思えます。しかし、たとえば採用の場面などでは、「他社との比較」という視点も欠かせません。

賃金水準が他の医療機関と比べて適切なのか、ベースアップや昇給を行うべきか、など不安や疑問がありましたら、お気軽に御問い合わせください。

労務管理



会社紹介

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図っていきます。

畠総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ
野々市事務所代表社員
特定社会保険労務士

畠 康 祐

URL <http://www.hatake.biz>

新しい年を迎え、はや2月に入りましたが、今年はどういう年になるのでしょうか。今年には団塊の世代（1947～1949年生まれの人）の人達が、全員65歳以上になる年です。団塊の世代といわれる約800万人全員が、現役を引退し、年金を受給し始める年になります。昨年末の厚生労働省の発表によると、公的年金制度の加入者数は6,736万人で、前年度末に比べて39万人（0.6%）減少しており、一方で、受給者数（延人数）は、前年度末に比べて238万人（3.7%）増加し、6,622万人で、過去最多となったそうです。また年金総額は、前年度末に比べ1兆円増加し、過去最高の53兆2,000億円となっています。

ようするに税金・社会保険料を支払う側から使う側にまわる人が、ますます多くなるということになるわけですが、その影響はいろんなところに波及しそうですね。

昨年、12月の日経新聞では、団塊の世代の一斉定年で、人件費の状況が一変したと伝えられていました。トヨタでは、総人件費（労務費など含む、単独ベース）が07年3月期に8,400億円まで膨らんでいたのが、直近は7,000億円台に低下しており、また日立製作所も1990年代の高コスト期に比べて半減し、3,300億円となっているそうです。この状況は一部の大企業だけではなく、上場企業全体にも広がっており、07年度の27兆7,500億円から社員の若返りで12年度には26兆円まで人件費が減っています。

年金支払額の急増等による社会保障費の増加で、ますます重くなる現役世代の負担を軽減するためにも、今年には、団塊世代の退職による人件費の減少をいかに「人」に充てていくのかの転換期にあるということのようです。

今年、平成26年～29年度にかけて社会保障制度改革が順次実施されていくことになっているわけですが、昨年の国民会議の基となった社会保障制度改革推進法のなかで、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意」と書かれたことにより、「自助→互助→共助→公助」という従来からの考え方に変化が見られるようになってきたといえます。

昨年、生活保護受給者数は215万人と増加し、歯止めがかからない状態になっているため、まずは自助を基本と考え、そして自助を補完するものとして共助があり、さらにそれを補完するものとして公助があるという道筋をはっきりつけたということではないかと感じます。すぐに公助（生活保護）に頼らず、まずは自助と互助でがんばりなさいということにこれからはなりそうですね。

厚生労働省などの資料によれば、消費税の税率引き上げ分5%による増収は、約13.5兆円であり、その1%相当の2.7兆円は社会保障の充実に充てられ、また4%相当の10.8兆円は社会保障の安定化のための財源となります。社会保障制度改革は、まだ始まったばかりですが、今回の消費増税分の投入により、社会保障サービスが、今後、良くなるわけでもなく、一層の負担が求められることは明らかです。若い世代の負担の軽減のために、社会保障制度改革がやっと始まったということに意味があるようです。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、完全経営者側の社会保険労務士という考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

末正社会保険労務士事務所
 所長 特定社会保険労務士 末正 哲朗

URL <http://www.office-suemasu.com>

5 S活動による人材育成

【5 S活動とは】

整理・整頓・清掃・清潔・躰の5つの頭文字で表した活動で、1970年代頃から主に製造現場での合理化や改善に使われている代表的な手法の一つです。

医療現場においても職場環境の改善や医療の安全を高める成果を上げています。

5 S用語の定義

整理 (Seiri)	必要なものと不要なものを区別し、不要なものは捨てる
整頓 (Seiton)	必要なものがすぐ取り出せるように、置き場所や置き方を決める
清掃 (Seisou)	ゴミや汚れのないきれいな状態にする
清潔 (Seiketsu)	整理・整頓・清掃を実行し、きれいな状態を維持する
躰 (Shitsuke)	決められたことを守り、実行できるよう習慣づける

【期待される効果】

業務の効率向上やヒューマンエラーの削減・事故防止、スペースの有効活用など直接的な効果だけでなく、各プロセスの実践を通じてメンバー間のコミュニケーションが向上されたり、目標に向けて取り組むことで組織の活性化が図られる等間接的な効果も期待できます。

【取組み方の具体例】

- 整理・・・・・・・・・・不要なものに赤札を貼り、一定期間が過ぎて不要なら捨てる。
- 整頓・・・・・・・・・・棚に表示を付け、物の所定位置を示す。
- 清潔・清掃・・・・・・エリアごとに担当者を決めて責任を明確にする。
- 躰・・・・・・・・・・全員参加でルールを守り例外を作らない。

【5 S継続のポイント】

5 S活動を習慣化、定着化するためには、5 Sのルールを明確化し徹底して習慣づける『躰』がもっとも重要となります。「きれいに片付いた」「物を探す時間が短くなった」といったプラスのフィードバックを積極的に行うことも大切です。人から認められることでやりがいや向上心を高めさらには自発的な行動を促し、継続的な取組みにも繋がります。

弊社では5 S活動への取組みを活用した人材育成を支援致します。ぜひお気軽にお問合せ下さい。

人財育成



自己紹介

地元新聞社グループ会社にて学会・全国大会等の運営やVIP接遇に携わり、その後市内ホテル勤務等を経て、専門学校では秘書検定・サービス接遇検定対策講座、就職指導などを担当。今までの経験や産業カウンセラー・キャリアコンサルタント等の資格を活かし、女性ならではの視点で医療機関をはじめとしたさまざまな組織と人材の成長をサポート支援しています。

株式会社メディカコンサルティング
コンサルティング部 坂上 牧子

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

「相続税試算サービス」のご案内

「相続税がかかるのだろうか?」「かかるとしたら、いくらくらいになるのだろうか?」
 このように、漠然とした不安をお持ちの先生方は多くいらっしゃると思います。
 さらに、平成27年以降の相続からは、**基礎控除が従来の6割に減る**ことなどから、相続税が実質増税となるとともに、相続税の課税対象者が倍増するといわれています。
 アイエムの「相続税試算サービス」をご利用いただき、漠然とした不透明感を解消してみませんか。

●アイエム「相続税試算サービス」の内容

- ① バランスシート分析
- ② 財産評価の計算過程と相続税の概算
- ③ 今後の節税や贈与などの対策コメント



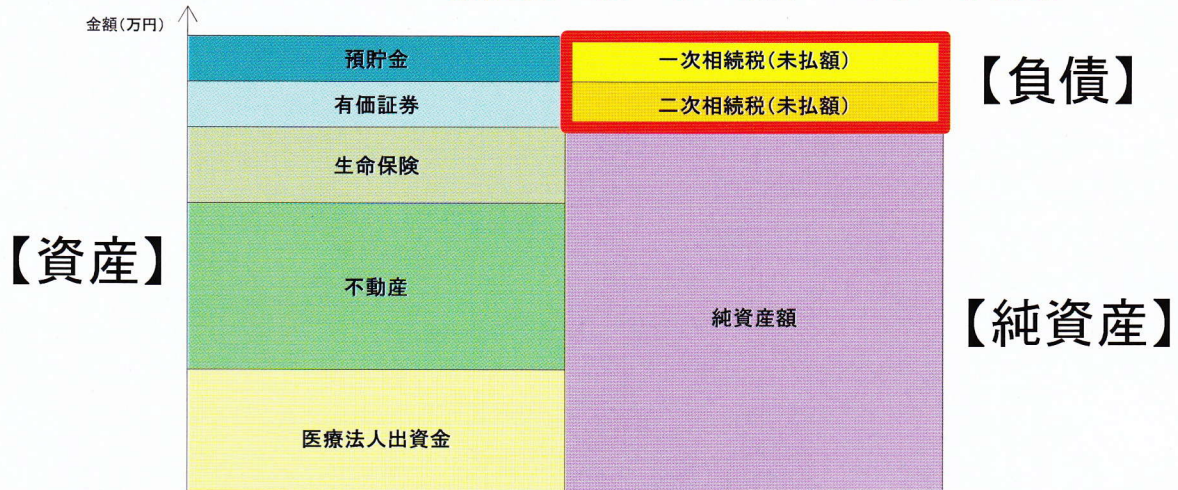
無料

相続税を試算しておけば・・・

- * 相続税の支払財源の目途が立つ・・・
- * 納税資金の準備に取り掛かれる・・・
- * 節税対策が必要かどうか分かる・・・
- * 遺言や遺贈などを考えるきっかけになる・・・

●バランスシート分析の例

～相続税は親が子に遺す「未払の負債」～



是非、この機会に『相続税試算サービス』（無料）をご利用ください。お申込は下記申込書にご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。追ってご連絡させていただきます。

（主な必要資料： 固定資産税通知書、生命保険証券、医療法人決算書、金融資産概算、親族一覧）

「相続税試算サービス」申込書

住所			
医療機関名		氏名	
ご担当者		連絡先Tel	- -

FAX: 076-239-3821

【お問合せ先】 Tel: 076-239-3820

(有)アイエム (石川県医師会関連団体) 担当: 山下

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤協同ビル2F

本件サービスの資料作成に関わる個人情報については、弊社が情報管理を行い、本件サービス以外の目的には使用しません。なお、本件サービスのために必要なノウハウは、アイエム医業経営コンサルタントメンバーから提供いたします。弊社並びにアイエム医業経営コンサルタントメンバーは、情報の取扱いには細心の注意を払わせていただきます。